

いじめ防止基本方針（案）

1. 目的

いじめはどの児童生徒にも起こり得る重大な人権侵害であり、決して許されない行為である。本校では、学校全体での取組を通して、「いじめを絶対に許さない学校文化」を形成し、生徒一人ひとりが安心して学び、成長できる環境を整えることを目的とする。

2. いじめの定義

- 「いじめ」とは、当該児童生徒が一定の人間関係のもとで、心理的・物理的な攻撃を受け、精神的な苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）
 - SNSやチャット上の書き込み、スタンプや既読無視等も含める。
 - 被害を受けた本人が「つらい」と感じた時点で、いじめとして捉える。
-

3. 基本姿勢

1. 未然防止

- 道徳・特別活動・総合学習を通じて「互いを尊重する心」を育成。
- 生徒会活動や学級会を活用し、「いじめを見逃さない文化」を醸成。
- 校則・生活指導規程において「他者尊重・安全確保」の視点を重視。

2. 早期発見

- 毎日の生徒観察、定期アンケート、教育相談を通して兆候を捉える。
- 生徒一人ひとりの小さな変化（欠席・遅刻・友人関係・表情）に注目。
- 担任だけでなく、全職員が「気づきの目」を持つ。

3. 迅速対応

- いじめの訴えがあれば即日で事実確認を開始し、被害生徒の安全を最優先。
- 記録（いじめ対応シート）を作成し、校長・教頭・生徒指導主任で協議。
- 保護者には速やかに連絡し、情報共有を徹底。

4. 継続対応・再発防止

- 事案後も学級内・学校全体のフォローを継続。
 - 加害生徒には再発防止のための指導・支援を行う。
 - 定期的に見守り面談を行い、被害生徒の安心を確保。
-

4. 学校の組織体制

- 校長：最終責任者。重大事案は教育委員会へ報告。
- 教頭：校長を補佐し、全体の進行・調整を担う。
- 生徒指導主任：いじめ対応の中心。職員への周知・記録管理。
- 学年主任・担任：日常的な観察・初期対応・保護者連絡。

- 養護教諭・スクールカウンセラー：心理的ケア、相談支援。
 - いじめ防止対策委員会：校内組織として全教職員で構成し、重大事案や再発防止策を協議。
-

5. 対応フロー

1. 【発見・訴え】
 - 生徒・保護者・教職員・地域からの情報を即時受付。
 - 匿名相談も含めて対応。
 2. 【初期対応】
 - 被害生徒の安全確保（別室指導、付き添い登下校など）。
 - 事実確認（複数教員で行い、記録化）。
 3. 【保護者連絡】
 - 被害・加害双方の保護者へ迅速に説明。
 - 今後の対応を協議。
 4. 【学校内協議】
 - 校長・教頭・生徒指導主任を中心に対応会議を実施。
 - 必要に応じて教育委員会・警察・児相と連携。
 5. 【再発防止】
 - 学級経営の改善、学年集会での指導。
 - 見守り期間を設定し、定期面談を実施。
-

6. 重大事態への対応

- 被害生徒が長期欠席、または心身に重大な被害を受けた場合、**「重大事態」**として教育委員会に報告。
 - 校内調査委員会を設置し、必要に応じて第三者委員会を依頼。
 - 調査結果は生徒・保護者へ文書で説明する。
-

7. 相談体制

- 担任・学年主任・生徒指導主任・養護教諭・スクールカウンセラーを中心に相談窓口を複数配置。
 - 「相談ポスト」「匿名メールBOX」なども設置。
 - 保護者からの相談も随時受け付け、全職員で共有。
-

8. 家庭・地域との連携

- 保護者会・PTA を通じて方針を説明し、家庭での協力を呼びかける。
- 地域の見守り隊・警察・青少年委員と協力し、登下校時の安全を確保。

- 地域ぐるみで「いじめを許さない文化」を形成。
-

9. 教育・啓発活動

- 道徳・学級活動・総合的な学習の時間にいじめ防止を扱う。
 - 生徒会で「いじめゼロ運動」「ピアサポート活動」を展開。
 - 保護者対象に情報モラル研修会を実施。
-

10. 教職員研修

- 年1回以上「いじめ防止研修」を校内で実施。
 - 内容：いじめの定義、初期対応、重大事態の判断基準、ICTトラブル対応。
 - 新任教員研修に「いじめ対応マニュアル」を組み込む。
-

11. 評価・見直し

- 学期末に「いじめアンケート」を実施し、傾向を分析。
- 年度末に「いじめ防止基本方針」の取組を自己評価。
- 評価結果を学校便り・HPで公表し、改善につなげる。